

3 子どもに関する問題 【現状と課題】

(1) 現 状

子どもは、豊かな人間関係の中で育成され成長することで、他人への思いやりの心を育み、人権意識を形成していきます。また、子ども一人ひとりが人格を持った人間として最大限に尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法の基本的人権の享有に則り、子どもの人権については、「児童福祉法」（1947年・昭和22年）や、「*児童憲章」（1951年・昭和26年）等に、その基本原理や理念が示されています。また、国際的にも、1994年（平成6年）に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が批准され、子どもの最善の利益が尊重されることなどが宣言されています。この条約の精神に沿って、1998年（平成10年）に児童福祉法が改正され、様々な施策の充実が図られてきました。さらに、2000年（平成12年）には、被虐待児童の早期救済をめざす「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

一方で、近年の急速な少子化や核家族化の進行により、家庭や地域の子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化などの問題が生じるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は、大きく変化しています。

このような状況の中、久留米市では、子ども対策に関する総合的な施策推進の方向性を示した「くるめ21子どもプラン」を1998年（平成10年）より進めてきましたが、国において「*次世代育成支援対策推進法」（2003年・平成15年）が施行され、地方公共団体及び企業は、なお一層の子育て支援対策の推進を求められるようになりました。そこで、次世代育成支援に関するニーズ調査結果や住民意見等を踏まえ、2005年（平成17年）に、本市の次世代育成支援行動計画である「*くるめ 子ども・子育てプラン」を策定しました。この計画では、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を基本理念に、子どもの人権や利益を最大限に尊重しながら、子育てを総合的に支援する具体的な施策を盛り込み、行政と地域社会が一体となって、プランの推進に取り組んでいます。

この間、子育て支援については、保育所や地域子育て支援センターでの子育て相談や一時保育の実施、学童保育の充実、子育て交流プラザやファミリー・サポート・センターの設置、身近な地域での交流機会の提供など、子育ての負担・不安等を軽減するために、様々な支援を行ってきました。さらに、2006年（平成18年）から社会全体で次世代育成支援啓発推進に取り組む基盤づくりを進めていくため、市民で構成する実行委員会とともに「くるめ 子ども・子育てフォーラム」を開催しています。

今日、深刻な社会問題となっている児童虐待については、2004年（平成16年）に「児童虐

待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の2つの法律が改正され、虐待を受けた子ども等に対する支援等に関する規定の整備が行われました。

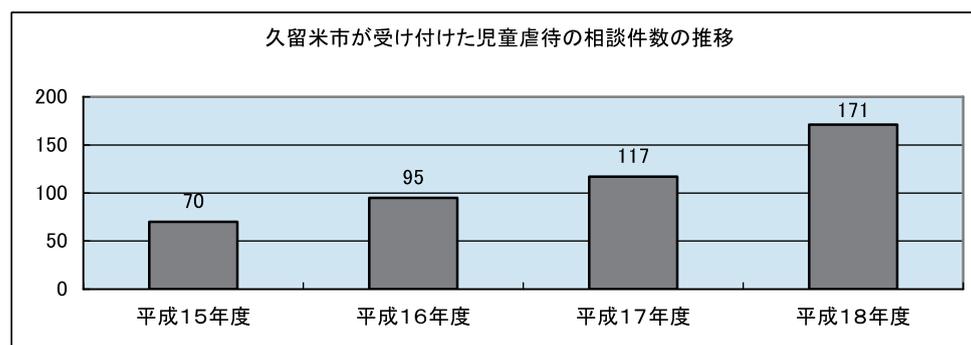
市では、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援が必要との認識に立ち、2006年（平成18年）に、児童相談所や警察署、医師会などの関係機関で構成する「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の早期発見及び虐待を受けた児童の保護・支援を行っています。地域協議会の中で、相談を主に受けている関係機関は市と児童相談所で、平成18年度の相談件数は市が171件、児童相談所が173件でした。

また、虐待発生予防のために、子育て家庭に対する交流の場・機会の提供、保健師や保育士による乳児のいる家庭への全戸訪問事業、産後間もない家庭へのヘルパー派遣事業、子育て不安や悩みへの相談体制の整備充実など、関係機関や市民団体とも連携して取り組んでいます。

(2) 課 題

子どもや子育て家庭を取り巻く様々な環境の急速かつ大きな変化により、本来、家庭や地域が持っていた子育て機能や教育力が低下しており、家庭における子育ては不安、孤独、ストレスが生じやすい環境で行なわれています。そのため、子育てに悩む親が子どもを虐待するなど、児童虐待の相談件数も大きく増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています（図11）。

(図11)

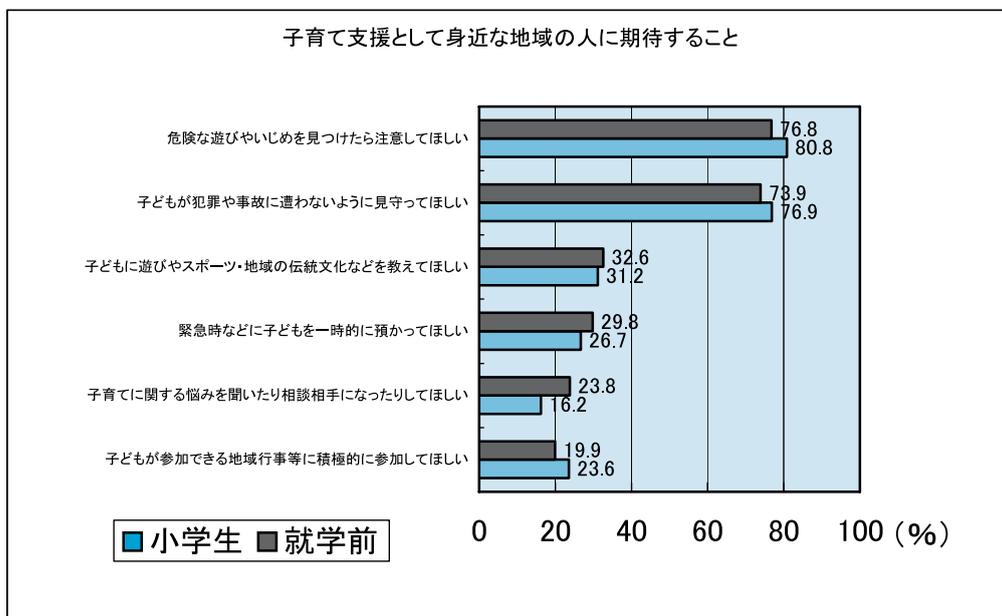


2004年（平成16年）3月におこなった次世代育成支援に関するニーズ調査では、「子育てに困難を感じる」人が6割を超えており、子育てに困難を感じる人ほど「子育ての悩み」や「虐待をしていると思ったことがある」の割合が高くなっています。したがって、子育て中の保護者が、地域において子育てに関する知識を得ることができ、孤立した子育て不安や負担感を解消できるような支援体制の充実が求められています。そのため、子育てをしている人々の状況

を理解し、総合的に子育て支援を推進していくことが必要であり、「くるめ 子ども・子育てプラン」に基づく様々な施策を家庭、地域、企業、行政が一体となって一層推進することが求められています。

また、昨今、子どもが被害となる犯罪が増加しており、子育て家庭における「子どもの安全確保」の問題も大きな課題となっています。次世代育成支援に関するニーズ調査では、子育て中の保護者が、子育て支援として地域の人に期待することでは、「危険な遊びやいじめを見つけいたら注意してほしい」や「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」などの割合が高くなっています(図12)。

(図12)



また、子どもを健やかに生み育てるために久留米市が取り組むべきことでは、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が44.4%と要望の第2位となっています。市民一人ひとりが地域の子どもたちを見守り、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携しながら、安心して暮らせる環境づくりを進めることが求められています。

さらに、シンナーや覚せい剤等の薬物乱用の低年齢化、露骨な性描写・暴力・残虐シーン等有害情報の氾濫や性の商品化など、悪質化、深刻化してきている中で、子どもの豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。

子どもの人権をめぐる問題の背景には、家庭や社会環境の変化とともに、子どもの権利条約の理念をはじめとした人権尊重の考え方が未だ十分に定着していないことがあげられます。

子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、権利の主体として子どもの人権を最大限に尊重するという認識を、社会に深めていくことが必要です。広く市民に対する啓発の充実が求められます。

さらに、保護者に代わって日々保育に当たる保育所職員等の資質と保育内容は、子どもの人権を保障するうえで重要な意味を持つために、職員の人権意識の高揚と保育内容の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

ア 子どもの権利条約等、子どもの人権を尊重する研修・啓発の充実を図る。

イ 子育て支援学習機会や情報の提供及び相談体制の充実を図る。

ウ 児童虐待防止体制の充実・推進を図る。

エ 子どもの安全・防犯対策を推進する。

オ 幼稚園・保育所の教職員等の人権意識の啓発、並びに子どもの人権に配慮した幼稚園・保育所づくりの支援を行う。

カ 子どもを取り巻く有害環境等の浄化・啓発のため、市内の情勢に関する情報の収集や交換を行う。

キ 不登校児童生徒や保護者の抱える心の問題や悩み、不安等の解消を図るなどの支援を行う。

4 高齢者に関する問題

【現状と課題】

(1) 現 状

出生率の低下や高齢者人口の増加に伴い、わが国は他に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、2015年（平成27年）には4人に1人が、2050年（平成62年）には3人に1人が高齢者になると予想されています。

久留米市においても、高齢化率は毎年増えつづけており、2007年（平成19年）4月1日現在の住民基本台帳でみた高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、20.1%となっています。

社会構造の変化や高齢者人口の増加に伴い、高齢者に対する身体的・心理的虐待、就業差別、あるいは、高齢者の不動産や預貯金をその家族等が無断で使い込むなど経済的虐待といった人権問題が表面化し、増加しています。

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた地域で暮らしていくためには、認知症高齢者の理解とともに、要支援高齢者及び虐待の早期発見など高齢者に対する人権擁護が非常に重要になります。

このような中で、高齢者の保健・医療・福祉サービスについては、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」（ゴールドプラン）が策定され、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービス等について、その実現を図るべき具体的な整備目標が設定されました。また、1994年（平成6年）には、このゴールドプランを全面的に見直した「新ゴールドプラン」が策定されています。

さらに、1997年（平成9年）には、社会全体で介護が必要な高齢者を支えることを目的とした「介護保険法」が成立し、2000年（平成12年）から施行されています。

この介護保険法の施行と同じ2000年（平成12年）から、判断能力が十分でない方の権利を守るための「*成年後見制度」や、高齢者が福祉サービスを利用する際に自己決定権を尊重し、援助するための「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」が実施されています。

特に、2005年（平成17年）には、改正介護保険法において高齢者の「尊厳の保持」や「権利擁護事業」について明示されたほか、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（略称：高齢者虐待防止法）が制定されるなど、高齢者の人権・権利を守るための制度は充実してきています。

(2) 課題

このような法制度の充実とともに、市町村に対し多くの責任と権限が規定されました。

この責務と権限を行使し、高齢者の人権・権利を守るためには、専門的な知識や様々なノウハウが必要になります。

特に、複雑・深刻なケースが多い虐待に適切に対応していくためには、法律的な判断だけではなく、保健・福祉・医療と連携した対応が求められるため、弁護士、社会福祉士等の専門家、医療機関・警察署等の関係機関との連携が可能となる仕組みづくりも必要になります。

また、地域社会と交流のない独居又は、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が安心して暮らしていけるような見守りのためのネットワーク等新たな社会資源を地域の中で構築していくことも必要です。これらの社会資源の構築のためには、高齢社会の中核的存在となる団塊の世代の豊富な知識や経験等を地域社会にどう活かしていくのが課題となります。

【施策の方向】

ア 高齢者が住みなれた地域でいつまでもいきいきと暮らしていくために、高齢者の権利擁護、虐待防止のための啓発や研修を実施する。

- イ 高齢者に対する様々な問題を早期発見するための体制を充実させ、関連機関等と連携した問題解決のための支援ネットワークを構築する。
- ウ 高齢者の社会参加を促す事業を展開する。
- エ 世代間交流を促進・支援する。
- オ 認知症高齢者や独居高齢者等支援を必要とする高齢者の見守り体制の強化・構築に取り組む。

5 障害者に関する問題 【現状と課題】

(1) 現 状

障害者の人権については、1971年（昭和46年）に「知的障害者の権利宣言」、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」が国連で採択され、障害者の人権を保障する基準として、国際的にも国内的にもその意義は高く評価されています。この内容をさらに具体的にまとめたものが、1993年（平成5年）に国連で採択された「障害を持つ人々の機会均等化に関する基準原則」です。

これは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のすべてを対象としており、障害者全般の人権保障に関する包括的かつ詳細な基準を規定したものです。その内容は、意識の喚起をはじめ、医療、リハビリテーション、支援サービス、教育、雇用、所得の保障と社会保障、政策の制定と立案など、さまざまな観点から障害者の人権を保障しています。

一方国内では、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までを「国連・障害者の10年」と定め、「完全参加と平等」をテーマに、障害者がすべての人びとと同等の機会や権利を享受することができることとしました。この後も、「障害者基本法」の公布、「障害者プラン～*ノーマライゼーション7か年戦略」の策定など、さまざまな障害者のノーマライゼーションのための施策が進められてきましたが、障害のある人に対する誤解や偏見は根強く残っており、障害者が自立や社会参加にむけて自由に行動し、コミュニケーションをするためには心理的な障壁の解消が不十分といえます。

これは、障害者施設の建設時に見られる地域住民の反応といった形で表れてくることがあります。特に、精神障害者関連施設の整備は全国的にも進んでいないのが実状であり、地域住民の理解、偏見や差別意識の払拭に向けた啓発活動に今後とも取り組んでいく必要があります。ま

た、いくつかの法律には、障害者を特定した欠格条項がそのまま残っており、障害者がその権利を行使する際に不利に作用するこれらの規制については、特別の注意を払う必要があります。

1999年(平成11年)9月からは、知的障害者や精神障害者等で判断能力が十分でない人々が、地域で自立した生活をしていくために、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスを利用する権利を擁護し、生活を支援する「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」を実施しています。また、2000年(平成12年)4月からは、成人に達した知的障害者等で判断能力が十分でない人々の財産管理や、いろいろな契約などの法律行為を援助する「成年後見制度」もスタートしています。

また、精神障害者や精神疾患に対する差別や偏見は依然として残っており、精神科医療の早期受診や精神障害者の社会復帰を妨げる大きな原因となっています。

(2) 課題

障害者が、住み慣れた地域で、障害のない人と同じように、いきいきと生活するためには、周囲の人が障害のことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障害者の人権を尊重することがなにより大切です。

しかし、2006年(平成18年)に実施した障害者(児)実態調査によると、障害があることで差別されたり、不快な思いをした経験がある人も少なくなく、行政への要望でも「障害者理解のための啓発や教育の充実」が上位にあがっています。

また、市民意識調査によると、多くの市民は障害者に対しても障害のない人と同じように接していると回答していますが、「あまり接することがないのでわからない」や「接したいが対応の仕方がわからない」などの回答もあり、心の^{*}バリアフリーを進めるためには、「知識」としての啓発のみではなく、障害者と実際に接したり、交流することで相互理解を深めていけるような工夫が必要となります。

特に、精神障害や軽度発達障害については、まだまだ市民の理解が充分でなく、そのための偏見・差別が見られます。また、障害に関する情報不足から、家族や本人が障害に気づかずに、必要な支援が受けられないなどの懸念もあります。このため、これらの障害については、より重点的にきめ細やかな啓発・広報に取り組むことが必要となります。

特に近年、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害や高次脳機能障害など、これまで「障害」として認識されなかった問題に対しても、新たな対策が求められています。

【施策の方向】

- ア 障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支えあえる*共生社会の実現に向け、障害者理解のための啓発・広報活動や福祉教育を進める。
- イ 軽度発達障害や精神障害など、特に市民の理解が遅れている障害については重点的に啓発・広報活動を行う。
- ウ 幼少期から障害や障害者に対して正しい理解ができるよう、障害者との交流を重視した福祉教育の充実を図る。
- エ 行政、学校、企業、地域関係者など、障害者に関わりのある機関・団体などの関係者を対象とした研修など、福祉教育の充実を図る。

6 外国人に関する問題 【現状と課題】

(1) 現 状

近年、急速に進んだ「国際化」により、久留米市においても、多くの外国人を見かけるようになりました。著しいグローバル化、*ボーダーレス化の潮流のなかで、今後も地域に外国人が増加していくことが予想されています。

2007年（平成19年）7月現在、久留米市における外国人登録者数は49カ国、2,178人となっており、中国人845人、フィリピン人523人などがその多くを占めているとともに、歴史的経緯等により日本に居住する在日韓国・朝鮮人も多く住んでいます。また在留資格別に見た場合、市内の大学等に在学する「留学」が多いのが、特徴となっています。

このように、地域に外国人が増加するにつれて、言語、文化、生活習慣等の違いから、地域住民との相互理解の不足等による誤解やトラブルが生じてきています。

地域を活力あるものとするためには、市民と在住外国人とが文化や価値観の異なる垣根を越えて相互理解を進め、異なる価値観や立場を認めあい、多文化の共生しあう社会を構築していくことが大切です。

このため、久留米市は、1999年（平成11年）に、久留米市国際化推進委員会から出された「提言書」に基づき、数々の取組みを行ってきました。

その主なものとして、外国人相談事業、留学生支援事業の充実、在住外国人への生活情報の

提供、民間交流団体への支援の充実、多文化共生のための異文化理解事業、国際理解向上のための青少年相互交流事業の充実、これらの事業推進のための組織充実等の事業を推進してきました。

(2)課 題

市民と在住外国人とが、国籍、文化、生活習慣等の違いを認め合い、理解して、みんなが、共に生き、楽しく過せる地域社会を創造していくためには、地域の人々が、これらのことを理解し、自分のものとしていくことが重要です。

そのために、今後とも、国際理解の充実、多文化共生に対する理解の推進、姉妹友好都市との交流推進等、外国人に対する偏見や差別をなくしていく事業に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

ア 外国人に対する差別、偏見などをなくし、外国人の人権が確保されるように、友好姉妹都市との交流、外国文化の紹介等、異文化を理解し、多文化共生を進める。

イ 外国人が、地域のなかで安心できるように、生活情報の提供や相談事業の充実、市民と在住外国人との交流の場づくりの充実、留学生支援の充実、さらには外国語表示等を進める。

ウ 外国人のための相談会、シンポジウム等を通じて地域に在住する外国人の意見や要望をくみ上げ、今後の地域づくりに役立てる。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題 【現状と課題】

(1)現 状

1999年(平成11年)4月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症の発生予防及び蔓延防止を目的とし、さらに国及び地方自治体の施策は、患者等の置かれている状況や人権に配慮して総合的かつ計画的に推進されることを基本理念としています。しかし、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特に、エイズやハンセン病をはじめとした感染症に対する認識が不十分であり、感染症患者及びその家族に対する差別や偏見がみられます。

① HIV感染者等

エイズは、1981年(昭和56年)、アメリカ合衆国で男性同性愛者5人がカリニ肺炎を起こし、後にエイズと診断されたのが最初の報告です。その後、注射による麻薬の使用者や血液凝固因子製剤を使用している血友病患者、輸血を受けたことがある者や同性愛者ではない者にも同様の症例がみられ、1982年(昭和57年)に、後天的に免疫不全を起こす病気としてエイズの定義が確立されました。

以来、世界的な広まりをみせ、日本においても、1985年(昭和60年)に最初の患者が発見されてからは、身近な問題として取り上げられるようになりました。

国際的な取組みの動向としては、1988年(昭和63年)にWHO(世界保健機関)が、エイズの世界적인感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的に、毎年12月1日を、「世界エイズデー」と提唱しました。

国内の法制度としては、1989年(平成元年)に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行されましたが、1998年(平成10年)に患者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ的確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されたことを受け、この法律は1999年(平成11年)に廃止されました。

② ハンセン病患者及び元患者

ハンセン病患者については、適切な治療により完治する病気であるにもかかわらず、依然として誤った知識や偏見が残っています。また、2001年(平成13年)にハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決が下されましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、親族などとの関係を絶たれ、また、社会における偏見や差別、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

(2) 課題

病気や感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい情報の提供など啓発に努めるとともに、感染症患者や家族が安心して生活できる社会を実現していく取組みが必要です。

① HIV感染者等

HIV感染者は年々増加しています。中でも20代、30代の日本人男性の感染者が増加して

おり、周囲の人々の不十分な知識や誤解から、感染者であることが明らかになると退職を余儀なくされる、施設への入所や診察を拒否される場合などがあります。

したがって、これらのHIV感染者やエイズ患者に対する差別や偏見をなくすための教育・啓発が求められています。

② ハンセン病患者及び元患者

2003年(平成15年)11月にはハンセン病療養所の入所者に対してホテルが宿泊を拒否するという事例がありました。ハンセン病は感染力が弱く、また特效薬により治るにも関わらず、「らい予防法」による隔離政策のために「怖い病気」としての差別や偏見を助長することになったとされています。1996年(平成8年)に「らい予防法」は廃止されましたが、この事例はハンセン病についての正しい知識と理解が未だに普及していないことを示すものとなりました。

そこで、ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向けて、教育・啓発に取り組む必要があります。

【施策の方向】

ア HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者及び元患者に対する正しい理解を深めるため、市民に対する啓発に取り組む。

イ 学校教育におけるHIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者及び元患者に関する正確な学習やふれあいを通じて理解を深めるといった啓発の推進や指導者の人権意識の高揚を図るための研修の充実を図る。

8 その他の人権問題 【現状と課題】

① インターネット

インターネットの普及により、生活の多くの場面で利便性が向上しました。しかし、インターネットの持つ特徴である匿名性や利便性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなどの人権を侵害する行為等が増加しています。

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、*メディア・リテラシーを身につけることができるよう、生涯を通じた学習活動を推進していかなければなりません。

② 路上生活者

都市公園,河川,道路,駅舎その他の施設を様々な理由により起居の場所とし,日常生活を営んでいる者,いわゆる「ホームレス」と呼ばれる人々は,バブル経済崩壊後,長期化する不況の中で年々増加の一途をたどっています。

2002年(平成14年)8月に,自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人たちへの自立の支援等を定めた「*ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され,2003年(平成15年)7月には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」も示されており,ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ自立支援を推進するよう国及び地方公共団体の責務と国民の協力が謳われています。

久留米市では,平成19年1月に実態調査を行ったところ,49名確認されています。ホームレスは,その自立を妨げる様々な要因があり,住居の確保はもちろん,就職が困難であるほか暴行を受けるなどの問題を抱えています。この解消には様々な課題が内在しており,一地方自治体だけでは解決することが困難なため,広域的な対応も模索していかなければなりません。

③ 拉致問題

北朝鮮は,2002年(平成14年)9月の日朝首脳会談において,日本人の拉致を初めて認めました。その後,拉致被害者5名ならびにその家族については帰国が実現しましたが,日本政府が被害者として認定した,残る12人については,帰国どころかその安否についても不明であり,現在でも十分な説明がなされていない状況です。

この問題の早期解決に向けた取組みとして,2006年(平成18年)に成立した「*拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では,地方公共団体の責務も謳われており,市民の拉致問題への関心と認識を深めるよう啓発を行わなければなりません。

④ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については,保護司による相談や援助機関はありますが,その実態を把握しにくいといった側面を持っています。こうした人に対する差別や偏見を解消し,社会復帰を促進するために,国・県・保護司とも連携し,市民への啓発活動を展開していく必要があります。

⑤ アイヌの人々

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現をめざして、1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定・施行され、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策などが進められています。

アイヌの人々の人権に対する教育については、これまでも学校教育において実施されていますが、今後も引き続き、基本的人権の尊重という観点に立った人権教育や啓発活動を推進していく必要があります。

⑥ その他

以上のような問題のほか、犯罪被害者とその家族、^{*}性同一性障害、同性愛者などに対する差別や偏見など様々な人権問題があります。さらに多様化する現代社会の進展に伴い、新たな人権課題への対応などの議論を深めながら、今後とも関係機関と連携しながら、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【施策の方向】

ア インターネットによる人権侵害をなくすため、また路上生活者、刑を終えて出所した人、アイヌの人々等に対する偏見・差別を解消するため、さらには拉致問題についての理解を深めるため、市民に対する教育・啓発活動に取り組む。

イ 学校教育における様々な人権問題に対する教育の推進や啓発教材の作成及び指導者の人権意識の高揚を図るための研修の充実を図る。

人権教育・啓発のための推進体制図

